

## 景観指導基準見直しに係る研究会

開催日時：第1回 平成25年1月10日（木）午前10時00より 役場庁議室  
第2回 平成25年1月17日（木）午前10時00より 役場庁議室  
出席者：まちづくり白馬友の会 白馬建築業組合村内建築士 役場環境課

### 開催趣旨

平成5年に長野県景観形成重点地域に指定され、その際に村独自の指導基準を制定してから約20年が経過し、その間今回の議題である屋根の形状や道路後退について指導を行ってきたが、基準に曖昧な部分があり指導に苦慮した事案がある。また、自然エネルギーの利用促進による太陽光発電装置の設置が増加しているが、その効果を上げるためには南向きの屋根への設置が好ましい。村では普及促進のため、そういった場合には片屋根でもやむを得ない事案と考えている。当時この基準を作ったメンバーの方もいるので過去の経過も含めて協議した。

### 概要

- ・「環境保全と開発のきまり」のP34の意匠形態中の「(原則は片流れを除く)」について、議論した。
- ・名鉄で片流れの屋根を認めた事例がある。この案件は安曇野市の実績のある建築士によるもので、敷地が狭く屋根雪の関係からどうしても片流れ屋根で設計するしかなかったとのことだった。また、片流れということを除けばデザインも良く、やむを得ず認めた。
- ・今後基準を変えて片流れを認めた場合の不公平感をどうするのか。やはり慎重になるべきでは。
- ・基準というのは普遍的なものではなく、いつかは変わるものだと思う。それが今回のこの件に当てはまるかどうかは別だが、そのための研究会であるので大いに議論していただきたい。
- ・片流れ屋根も勾配屋根の一種であるはず。また、片流れ屋根は屋根自体の角度によって印象は大きく変わる。あえて、片流れについて触れる必要はないのではないか。それよりか、P34の意匠形態中の「北アルプス山麓の自然と地域文化に根ざした質の高いデザインを演出する」という文言を強調したらどうか。
- ・「(片流れ～)」という文言は残した方が良いのかもしれない。